環境ガイドライン改訂に伴う FAQ の変更及び追加について(JBIC)

1. 既存の FAQ の変更について

No	FAQ の分類	現行の FAQ	変更後 FAQ 案	備考
1	環境ガイドライン全般	Q.「環境ガイドライン」や「環境社会配慮」との表記がでてきていますが、環境ガイドラインにおける	Q.「環境ガイドライン」や「環境社会配慮」との表記がでてきていますが、環境ガイドラインにおける	
	1.4	「環境」について、JBIC はどのように考えているのですか?	「環境」について、JBIC はどのように考えているのですか?	
		A. JBIC の環境ガイドラインでは、環境社会配慮の対象を汚染対策、自然環境、社会環境の3つの	A. JBIC の環境ガイドラインでは、環境社会配慮の対象を汚染対策、自然環境、社会環境の 3 つの	
		概念に大別しており、社会環境も環境社会配慮確認の重要な要素の1つとなっています。また、「環	概念に大別しており、社会環境も環境社会配慮確認の重要な要素の1つとなっています。 こうした考	
		境」という言葉について、「自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社	<u>え方を踏まえ</u> 、「環境」という言葉について <u>は</u> 、 <u>前書きにおいて</u> 「 <u>汚染対策や</u> 自然 <u>環境</u> のみならず、	論点項番 5
		会面を含む」と定義しています。	<u>社会環境</u> を含む」と定義しています。	
		JBIC では、「環境社会ガイドライン」というよりは「環境ガイドライン」の方が名称として馴染み易いも	JBIC では、「環境社会ガイドライン」というよりは「環境ガイドライン」の方が名称として馴染み易いも	
		のと考え略称として使用しております。他方、環境ガイドラインの中でも住民移転、先住民族といった	のと考え略称として使用しております。他方、環境ガイドラインの中でも住民移転、先住民族といった	
		社会的弱者等への配慮確認は極めて重要とされており、これをより明確化するために、正式名称に	社会的弱者等への配慮確認は極めて重要とされており、これをより明確化するために、正式名称に	
		おいては「環境配慮」ではなく、「環境社会配慮」という表現を採用しています。	おいては「環境配慮」ではなく、「環境社会配慮」という表現を採用しています。	
2	環境ガイドライン全般	Q. 環境ガイドラインでは、人権についてどのように扱っているのですか?	Q. 環境ガイドラインでは、人権についてどのように扱っているのですか?	
	1.15	A. 環境ガイドラインにおいては、前書きにおいて「環境社会配慮とは、自然のみならず、非自発的	A. 環境ガイドラインにおいては、前書きにおいて「環境社会配慮とは、 <u>汚染対策や</u> 自然 <u>環境</u> のみな	
		住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境に配慮すること」と規定し、社会環境	らず、 $社会環境を含む環境(以下「環境」)に配慮することを指し、人権配慮も含まれるものである」と$	
		への配慮も重要な要素の一つとして位置付けています。人権については、第2部1.(3)の検討する	規定しています。 <u>また、</u> 人権については、第2部1.(3)の検討する影響のスコープにおいて「人権の	論点項番 5
		影響のスコープにおいて「人権の尊重を含む社会的関心事項」を調査・検討すべき環境への影響の	尊重を含む社会的関心事項」を調査・検討すべき環境への影響の1つとして挙げている通り、社会	
		1つとして挙げている通り、社会環境の一項目として確認することにしています。	環境の一項目として確認することにしています。	
		他方、「人権」という概念は広く、国家全体に関するものから、個別プロジェクトに関するものまで	他方、「人権」という概念は広く、国家全体に関するものから、個別プロジェクトに関するものまで	
		多岐に亘ります。 JBIC の環境ガイドラインは、JBIC の関わる個別プロジェクトの環境、社会への影	多岐に亘ります。 JBIC の環境ガイドラインは、JBIC の関わる個別プロジェクトの環境、社会への影	
		響を検討するためのものであり、個別のプロジェクト・レベルで具体的に対応ができ、JBIC としても	響を検討するためのものであり、個別のプロジェクト・レベルで具体的に対応ができ、JBIC としても	
		判断基準がより明確なものに限って人権の側面を確認するという考え方を採っております。	判断基準がより明確なものに限って人権の側面を確認するという考え方を採っております。	
		この考え方に基づいて、環境ガイドラインでは確認すべき事項を明確化しています。具体的には、	この考え方に基づいて、環境ガイドラインでは確認すべき事項を明確化しています。具体的には、	
		非自発的住民移転、先住民族の権利、女性や子ども等社会的弱者への配慮を、プロジェクト・レベ	非自発的住民移転、先住民族の権利、女性や子ども等社会的弱者への配慮を、プロジェクト・レベ	
		ルにおいて検討すべき項目として例示しています。	ルにおいて検討すべき項目として例示しています。	
		なお、国家レベルで対処すべき人権については、本環境ガイドラインで扱うのではなく、外交等政策	なお、国家レベルで対処すべき人権については、本環境ガイドラインで扱うのではなく、外交等政策	
		レベルで対応することが望ましいと考えています。	レベルで対応することが望ましいと考えています。	
}	スクリーニングおよびカ	Q. JBIC は、「追加設備投資を伴わない権益取得案件」であれば自動的に「カテゴリ C」案件に分	2.5 Q. JBIC は、「追加設備投資を伴わない権益取得案件」であれば自動的に「カテゴリ C」案件	論点項番 18
	テゴリ分類	類するのですか?	に分類するのですか?	
	2.5	A. そうではありません。スクリーニング用フォームおよび借入人へのヒアリングを通じ、「影響を	A. そうではありません。スクリーニング用フォームおよび借入人へのヒアリングを通じ、「影響	
		及ぼしやすい特性」や「影響を受けやすい地域」に該当しないこと、既に行われているプロジェクトが	を及ぼしやすい特性」や「影響を受けやすい地域」に該当しないこと、既に行われているプロジェクト	
		現地住民より強い苦情等を受けていないこと等の要因も確認(ネガティブ・チェック)した上で、追加	が現地住民より強い苦情等を受けていないこと等の要因も確認(ネガティブ・チェック)した上で、必	
		設備投資を伴わない権益取得案件であるとの性格から、新たな環境影響は生じない(又は極めて	要に応じ出融資先の環境社会配慮に関するポリシーやその環境社会配慮実施能力も確認し、「追	
		小さい)との判断の下、「カテゴリ C」と分類することになります。	加設備投資を伴わない権益取得案件」であるとの性格から、新たな環境影響は生じない(又は極め	

さらに、既存案件が一般に環境に影響を及ぼしやすいセクター(環境ガイドライン第 2 部 3.1 に例│なります。 示するセクター)に該当する場合は、上記に加え、可能な範囲で、現地での報道内容の確認や、駐 在員事務所を活用した情報収集を行い、対象プロジェクトの環境社会配慮面での風評等細心の注 意を払って確認を行ったうえで、カテゴリ分類を行っています。 なお、「追加設備投資を伴わない権益取得案件」を「カテゴリ C」に例示するのは、当該案件が、一 般的に新たな環境影響は生じない(又は極めて小さい)性格のものであるのみならず、資金提供を 求めるプロジェクトオーナーと権益取得を求める我が国企業等の資金提供者との間で他の案件より 速やかな意思決定を求められる(且つ競合状態も十分想定できる)案件であることが多く、JBIC とし

情報公開 5.6

上で公開されるのですか?

て、かかるファスト・トラック案件にも然るべく対応する用意があるとのメッセージを出すためです。

A. 融資契約調印前に、出融資対象プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクタ|A. 出融資等の契約調印前に、出融資等の対象プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクタ|A. 出融資等の契約調印前に、出融資等の対象プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの 一、カテゴリ分類及びその根拠を公開します。

また、カテゴリ A および B のプロジェクトについては、環境社会影響評価報告書(ESIA)及び相手 国政府等の環境許認可証明書の入手状況を JBIC のウェブサイト上に掲載するとともに、環境社 会影響評価報告書(ESIA)等につき同ウェブサイト上で速やかに公開します。

また、それ以外に JBIC が環境社会配慮確認のために、借入人等から入手した文書(プロジェク トによっては住民移転計画書(必要に応じ生計回復計画書を含む)や少数民族計画書等)のうち、プ ロジェクト所在国で一般に公開されている文書についてもその入手状況を同ウェブサイト上に掲載|るものの当該プロジェクトがその対象外であるため環境社会影響評価報告書が作成されないような するとともに、当該文書についても同ウェブサイト上で速やかに公開します。

融資契約締結後には、JBIC の環境レビュー結果及びスクリーニングフォームを同ウェブサイト上 で公開しますので、JBIC がどのような認識に基づき意思決定を行ったのかを環境社会配慮に関す る情報提供からご覧頂くことができます。但し、上記いずれについても、融資金額、金融メニュー、借 入人等の商業上等の秘密に関わる情報については、民間企業の競争関係に配慮する観点から公 表を差し控えます。

て小さい)との判断の下、「カテゴリ C」と分類することになります。なお、「追加設備投資を伴わない 権益取得案件」以外の場合においても、上記と同様、出融資先の事業特性等のネガティブ・チェック した上で、必要に応じ出融資先の環境社会配慮に関するポリシー等も確認し、環境への望ましくな い影響が最小限かあるいは全くないと考えられると判断する場合に、「カテゴリ C」と分類することに

さらに、既存案件が一般に環境に影響を及ぼしやすいセクター(環境ガイドライン第 2 部 3.1 に 例示するセクター)に該当する場合は、上記に加え、可能な範囲で、現地での報道内容の確認や、 駐在員事務所を活用した情報収集を行い、対象プロジェクトの環境社会配慮面での風評等細心の 注意を払って確認を行ったうえで、カテゴリ分類を行っています。

なお、「追加設備投資を伴わない権益取得案件」を「カテゴリ C」に例示するのは、当該案件が、 一般的に新たな環境影響は生じない(又は極めて小さい)性格のものであるのみならず、資金提供 を求めるプロジェクトオーナーと権益取得を求める我が国企業等の資金提供者との間で他の案件よ り速やかな意思決定を求められる(且つ競合状態も十分想定できる)案件であることが多く、JBIC と して、かかるファスト・トラック案件にも然るべく対応する用意があるとのメッセージを出すためです。

Q. 環境ガイドラインに基づいて、個別プロジェクトについてどのような情報が JBIC のウェブサイト Q. 環境ガイドラインに基づいて、個別プロジェクトについてどのような情報が JBIC のウェブサイト 🗎 論点項番 17 上で公開されるのですか?

概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠を公開します。

また、環境ガイドライン第 1 部 4.(3)カテゴリ別の環境レビューでは、プロジェクトに関する環境社会 影響評価報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書を併せて「環境社会影響評価報告書等」 と定義し、カテゴリ A および B のプロジェクトについては、環境社会影響評価報告書等の入手状 況及び環境社会影響評価報告書等を JBIC のウェブサイト上で速やかに公開します。これは、プロ ジェクト所在国の環境アセスメントの手続制度に基づく環境社会影響評価報告書は、通常、当該国 の承認(環境許認可)を得るものであるとの考え方によるものです。

さらに、環境社会影響評価報告書等以外に JBIC が環境社会配慮確認のために、借入人等か ら入手した文書(プロジェクト所在国に環境アセスメントの手続き制度がない、または手続制度はあ 場合は、その他環境社会配慮確認に利用可能な文書等。また、プロジェクトによっては住民移転計 画書や生計回復計画書、少数民族計画書等)のうち、プロジェクト所在国で一般に公開されている 文書(プロジェクト実施者から、当該文書をウェブサイトで公開することについて了解が得られている 場合はその文書も含む)の入手状況及び当該文書を同ウェブサイト上で速やかに公開します。

|融資契約締結後には、JBIC の環境レビュー結果及びスクリーニングフォームを同ウェブサイト上で 公開しますので、JBIC がどのような認識に基づき意思決定を行ったのかを環境社会配慮に関する 情報提供からご覧頂くことができます。但し、上記いずれについても、融資金額、金融メニュー、借入 人等の商業上等の秘密に関わる情報については、民間企業の競争関係に配慮する観点から公表 を差し控えます。

5	情報公開	Q. モニタリングに関し、何らかの情報公開を行うことは環境ガイドラインに規定されているのです	Q. モニタリングに関し、何らかの情報公開を行うことは環境ガイドラインに規定されているのです	論点項番 2
	5.18	か?	か?	
		A. 環境ガイドライン第 1 部 5.(2)③融資契約締結後の情報公開において「カテゴリ A 及び B プロジ	A. 環境ガイドライン第 1 部 5.(2)③融資契約締結後の情報公開において「カテゴリ A 及び B プロジ	
		ェクトについては、プロジェクト実施者によるモニタリング結果がプロジェクトの実施国で一般に公開	ェクトについては、プロジェクト実施者によるモニタリング結果がプロジェクトの実施国で一般に公開	
		されている場合、一般に公開されている範囲内で、当該モニタリング結果」を公開することとし、同ガ	されている場合、一般に公開されている範囲内で、当該モニタリング結果」を公開することとし <u>ていま</u>	
		イドライン第2部1.では、「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開さ	す。ただし、プロジェクト実施者によるモニタリング結果をウェブサイトで公開することについて、プロ	
		れていることが望ましい」と記述し、プロジェクト実施主体者による対応を促しています。	ジェクト実施者から了解を得ている場合には、ウェブサイトで公開する考えです。なお、同ガイドライ	
			ン第 2 部 1.では、「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されてい	
			ることが望ましい」と記述し、プロジェクト実施主体者による対応を促しています。	

2. 新しく追加する FAQ について

No	FAQ の分類	新しく追加する FAQ 案	備考
1	情報公開	Q. 国際協力銀行の環境ガイドライン第 1 部 5.(2)②に「環境社会影響評価報告書等以外に当行が環境社会配慮確認のため借入人等から入手した文書のうち、プロジェクトの実施国で一般に公開されて	論点項番 4
		いる文書の入手状況及び当該文書」とありますが、プロジェクトの実施国での公開にかかわらず、借入人等の了解が得られている場合でも公開しないのですか?	
		A. 情報公開に関しては、環境ガイドライン第 1 部 5.(2)①に記載の通り「プロジェクト実施者への働きかけにより、一層の情報公開の実現に努める」としており、環境社会影響評価報告書等以外に当行	
		が環境社会配慮確認のため借入人等から入手した文書についても、プロジェクト実施者から、これら文書をウェブサイトで公開することについて了解が得られている場合には、ウェブサイトで公開する	
		考えです。	
2	スクリーニングおよびカ	Q JBIC は、プロジェクトが「カテゴリ C」案件に分類された場合、以降の働きかけは行わないのですか?	論点項番 18
	テゴリ分類	A. そうではありません。JBIC は、環境ガイドライン第1部「1.当行の環境社会配慮確認にかかる基本方針」において、「当行は、出融資等を受けるプロジェクトにおいて本ガイドラインで示すプロジェクト	
		の性質に応じた適切な環境社会配慮が行われるよう、出融資等の契約(以下「出融資契約」)等を通じてその確保に最大限努力する。当行は、出融資等の意思決定以降においても、一定期間、必要	
		に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるよう借入人等に対するモニタリングや働きかけを行う。」と規定し、同第1部「6.意思決定、融資契約等への反映」において、「当行は、プロジェクトの環境社	
		会配慮が適切ではないために、プロジェクトが環境に望ましくない影響を与えると考える場合、適切な環境社会配慮がなされるよう借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に働きかける。」と規定してい	
		ます。こうした考え方については、プロジェクトのカテゴリ分類にかかわらず同様であり、「カテゴリC」案件の場合においても、上記の規定に沿って、必要に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるよう	
		借入人等に対する働きかけを行うこととしています。	